

国名及び調査対象地域	カナダ、ブリティッシュコロンビア州
回答者氏名及び所属	YWCA メトロバンクーバー・モンローハウス 加瀬広海
回答作成日	2018年2月28日

<b>II. DV被害者の一時保護</b>	
<b>1 緊急シェルター</b>	
(1) 概要	DV 被害者、またはそのリスクがある女性とその子供たちのための一時避難所。30日間のファーストステージと長期のセカンドステージがある。また一部ではあるが、さらに長期滞在出来るサードステージもある。
(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法（3機関程度を例に挙げ記入）	
<u>ファーストステージ</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーガレットディクソンハウス (Margaret Dixon House) 604-298-3454</li> <li>救世軍ケート・ブース・ハウス (Salvation Army Kate Booth House) 604-872-0772</li> </ul> <p>予約はできないので、当日電話にて受付手続きをする。警察やソーシャルワーカーが入居に協力することもある。</p>
<u>セカンドステージ</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>YWCA モンローハウス (YWCA Metro Vancouver Munroe House) 604-734-5722</li> </ul> <p><a href="https://ywcavan.org/programs/affordable-housing">https://ywcavan.org/programs/affordable-housing</a> 電話または、Eメールにて申込書を取り寄せ、申請する。</p>
(3) 入所の要件	DV 被害者または被害のリスクがあることと、自らを女性と名乗るもの。自己申告でよい。警察・病院・ソーシャルワーカー・児童相談所などからの紹介もある。カナダ市民・移民でなくてもスペースがあればサービスは受けられる。ただしセカンドステージは家賃が必要なので、一時滞在者の入居は困難。
(4) 支援内容	
<u>ファーストステージ</u>	家賃・食費無料、生活保護・補助住宅・リーガルエイド申請手続きのヘルプ・エモーショナルヘルプ。施設によってはホームスクリーニングもある。スタッフは24時間・週7日間常駐しているが、入居者は30日しか滞在できない。
<u>セカンドステージ</u>	基本的に家賃・食費は自己負担。ただし生活保護の範囲で支払うことが可能。生活保護・補助住宅・リーガルエイド申請手続きのヘルプ。精神的サポート・警察・弁護士・裁判所同行。家庭法・移民法弁護士の紹介。その他諸手続き全般の

ヘルプ。

(5) DV被害者が外国人の場合の支援内容（通訳支援等を含む）

トランジションハウスによっては、数か国語に対応できる所もあるが、日本人常駐スタッフがいるトランジションハウスは、現在YWCA モンローハウスのみである。必要に応じて、別途、通訳を依頼することもある。

(6) その他、一時保護に関する有益な情報

## 2 警察による加害者への対応

(1) 概要

911の通報を受けると二人組の警察官が現場に急行し、当事者を別々に分けて事情聴取を行う。その時点ではまだ加害者と確定されない。

事件発生後に通報できるが、その際には Non-Emergency に電話する。被害者の居住地ではなく、事件のあった場所の警察に通報する。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法 **緊急時：911**

**緊急でない場合：**

バーナビーRCMP：	604-646-9999
コキットラム RCMP：	604-945-1550
ノースバンクーバーRCMP：	604-985-1311
ニューウェストミンスター市警察：	604-525-5411
ポートムーディー市警察：	604-461-3456
リッチモンドRCMP：	604-278-1212
サーレーRCMP(メイン警察所)：	604-599-0502
ブリティッシュコロンビア大学RCMP：	604-224-1322
バンクーバー市警察：	604-717-3321
ウェストバンクバー市警察：	604-925-7300

(3) DVの通報があった場合の警察の対応

911の通報を受けると二人組の警察官が急行し、当事者達から別々に事情聴取する。その時点では、まだ加害者は被疑者とは確定されない。全国的に Pro-arrest・Pro-charge と言われるDVの通報があれば、警察は加害者を逮捕するという方針があるが、BC州では、逮捕・起訴は警察官と検察官の判断に委ねるので、被害者が通報したからと言って必ずしも即時逮捕に至らないこともある。

ただし、現地で緊急逮捕された場合は、そのまま拘留される。罪状にもよるが、その後、条件をつけられて釈放される。接近禁止令は、仮釈放の条件になる。その他、武器の不所持、保護観察官との面談などが条件に含まれる。

また、即時逮捕にならなくても、調書を取った後、警察がさらなる捜査を行い逮捕・起訴にいたることもある。特に性犯罪の場合は捜査に時間がかかることが多い。

カナダは検察局には捜査権はなく、すべての捜査は警察によって行われる。

- (4) **接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応**  
 接近禁止令を守らなかった場合、被害者が警察に通報し、警察が再び調書を取り、捜査する。その後、検察が接近禁止令違反の罪状で起訴し、別の裁判になる。
- (5) **DV被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）**  
 緊急時の911をした場合、まずPolice, Fire, Ambulanceと聞かれるので、Policeと言いJapanese Please. と言うと、契約している通訳サービスにつなげてくれる。ただ事件が進行中の場合は、最低限でも助けを求める英語は必要となる。警察官が来た場合は、通訳支援はない。後日、さらにインタビュー受ける場合は、通訳をつけてもらえるのでインタビューの連絡が来た際に通訳が必要なことを言う必要がある。
- (6) **その他、警察等に関する有益な情報**  
 911は緊急時の通報なので、被害者は、動揺していて正確に事情を説明できない事が多い。また、通訳が付くことは稀なので慣れない英語での説明は難しい。一方、加害者は言葉に問題がない場合も多いので、加害者の言い分が通ってその場で逮捕に至らないこともある。そのため、普段からDVの記録を取り、提出できるようにしておくことが望ましい。次に警察へ供述書(Statement)を提出しなければならないが、供述書は日本語でも構わないので、可能な限り覚えていることを正直に、正確に書くことが必要となる。  
 また、即時加害者が逮捕されないこともある。その際、警察官が帰った後、被害者がさらなる危険にさらされる可能性もあるので、加害者が逮捕されなくても、トランジションハウスに連れて行ってもらうよう警察に頼むことも可能である。

### 3 警察によるDV被害者の支援

- (1) **概要**  
 警察署によってはハイリスクDV被害者専門セクション(Domestic Violence Unit)があるが、取り扱える件数に制限があるので、それ以外は、非営利団体によるDV専門の被害者支援プログラムが適用される。警察の被害者支援プログラムは、すべて犯罪の被害者を扱うので、その中からDVの被害者はDVUまたは、DV専門の非営利団体のプログラムを案内される。
- (2) **警察によるDV被害者支援の内容**  
 担当の警察官は、被害者支援プログラムの連絡先をDV被害者に伝える。必要に応じてトランジションハウスに連れて行ってくれたり、救急車の手配をしてくれることもある。ハイリスクのDV被害者は、DVUに移送される。警察が事件の捜査を行うので、被疑者が接近禁止令等を破った場合の捜査も警察が行うことになる。
- (3) **告訴、被害届等の書類の入手方法**  
 基本的に警察・検察はPro-arrest・Pro-chargeなので、告訴はDV被害者の意思とは関係ない。被害届は書類ではなく、警察に通報後、Statementという形で事件の内容を被害者が記録することになる。カナダ連邦警察(RCMP)では、警察署に

直接出向いて行って被害届を出すことができるが、バンクーバー市警などの場合、911 または非緊急番号に通報後、警察官が調書を取りに来る。

**(4) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）**

通報後に警察官が来て調書を取る場合などは、緊急時が多いので通訳の手配が間に合わないこともある。さらに詳しい捜査をする際には日本語の通訳がつく。DV被害者が女性の場合、事前にリクエストすれば女性の通訳者をつけてもらえることも可能である。最初に出す Statement は日本語または、日本語と英語を混ぜても構わない。あとから翻訳してもらうことが可能である。

**(5) その他、警察によるDV被害者支援に関する有益な情報**

The Vancouver Police Department's Domestic Violence & Criminal Harassment Unit (DVACH) は1. DV・2. ストーカー被害・3. 脅威・危険の査定・4. シニア虐待の4つのユニットから成り立っている。

**4 その他の一時保護に関する制度**

BC 211 のサイトで Homeless のアイコンをクリックすると トランジションハウス以外の緊急時シェルターの空室状況がわかる。

<http://redbookonline.bc211.ca/>

**III. DV被害者の自立支援**

**1 医療保険**

**(1) 概要**

DV 被害者に対する特別な医療保険はない。  
カナダ市民・移民及び BC 州における 6 ヶ月以上の居住者は、公共の医療保険に加入する義務がある。学生・就労・ワーキングホリデー査証による滞在者も含まれるが、ビジター(旅行者)は加入できない。  
BC 州医療保険や旅行保険に加入していない、または保険の適応外の場合、犯罪の被害者と認定された場合は、Crime Victim Assistance Program から補償を受けることができる。

**(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法**

Health Insurance BC : Medical Services Plan (MSP)

ホームページ

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/health/health-drug-coverage/msp>

オンライン申請

<https://my.gov.bc.ca/msp/application/personal-info>

Crime Victim Assistance Program (CVAP)

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/justice/criminal-justice/bcs-criminal-justice-system/if-you-are-a-victim-of-a-crime/victim-of-crime/financial-assistance-benefits>

オンラインまたは申請書をダウンロードして郵送。治療費・交通費などはオリジナ

ルの領収書を添付すること。

### (3) 利用の要件

カナダ市民・移民ならびに BC 州における 6 ヶ月以上の居住者は、公共の医療保険に加入する義務がある。学生・就労・ワーキングホリデー査証による滞在の者も含まれるが、ビジター(旅行者)は加入できない。また、配偶者がスポンサーとなって永住権の申請をしている場合は、申請中でも MSP に加入できる。

BC 州医療保険や旅行保険に加入していない、または保険適応外の場合、犯罪の被害者・その家族・犯罪の目撃者と認定された場合は、Crime Victim Assistance Program から補償を受けることができる。

### (4) DV被害者が外国人の場合の配慮

救急の患者は保険がなくても無料で治療を受けることが可能。また、保険がなくても治療を受けられるクリニックがあるが、時間、年齢などで制限がある場合がある。

バンクーバー市内：Raven song Community Health Centre

[http://www.vch.ca/Locations-Services/result?res\\_id=1365](http://www.vch.ca/Locations-Services/result?res_id=1365)

MSP 加入者であれば、事前に医療通訳を無料で頼むことができるが、緊急時には難しい。

なお、違法滞在の場合でも医療機関は移民局に通報しなくてよい。

CVAP に関しては、犯罪被害者と認定されれば、カウンセリングを受けられる。日本に帰国してからでも、日本人心理カウンセラーが CVAP に登録すれば、日本でも受けることができる。

### (5) その他、医療保険に関する有益な情報

BC 州の健康保険に加入資格がある者でも、BC 州に移住してから 3 ヶ月経たないと加入できない。そのため、最初の 3 ヶ月は旅行者保険など、個別に医療保険に加入しておくことが望ましい。2018 年現在 BC 州では保険料を毎月支払うが、低所得者の場合、保険料に対して補助が出るので、Premium Assistance を申請することが必要である。

<https://www2.gov.bc.ca/msp/eligibilitycalculator/>

なお薬代も低所得者には補助が出る。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/health/health-drug-coverage/pharmacare-for-bc-residents/about-pharmacare>

## (3) 生活保護

### (1) 概要

経済的に困窮している市民・移民・難民に対して生活費の援助を行う制度。一般の生活保護の他、障害者に対する援助もある。

### (2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

Ministry of Social Development and Poverty Reduction

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/family-social-supports/income-assistance>

まずオンラインで My Self Serve のアカウントを作成し、生活保護の申請をする。

**(3) 受給の要件**

BC 州在住でカナダ市民・移民・難民で、一定の条件を満たした者。銀行残預金残高や車の価値、その他条件は複雑であるがオンラインで申請すれば、受給の要件が自動的に判断される。子供が3歳以下のシングルペアレントやDV被害者は、受給前の求職義務が免除される。

**(4) 支援の内容**

住宅手当と生活手当の2部になっており、毎月1回定額が振り込まれる他、医療保険の保険料や薬代などもカバーされる。それ以外にも年間を通じて一定の金額を特別補助として申請すれば、冬季の洋服代なども支援を受けることができる。引っ越しなどの費用も条件が整えば支援を受けることができる。

**(5) DV被害者が外国人の場合の配慮**

直接担当オフィスに出向いて申請する場合、事前に連絡すれば、通訳を派遣してもらえる。

また、DV被害者のシングルペアレントで移民でなくても 1. 子供がカナダ市民、2. 裁判所命令で、その子供が、国外または一定の地域から自由に出られず、3. 移民申請を Humanitarian and Compassionate Grounds でしたことが証明できれば、生活保護を受けることができる。

**(6) その他、生活保護に関する有益な情報**

収入も一部はキープできる。キープできる金額は、家族構成や障害者が家族にいるかにより、変わってくる。養育費はキープできる。

**(4) 家族・育児給付等**

**(1) 概要**

**Canada Child Benefit(子供手当)** : 所得に応じて18歳未満の子供の親に毎月支払われる。

**Child Care Subsidy(保育料補助金)** : 幼稚園・保育園の料金が条件によって一部負担される制度。

**Maternity Benefit(産休手当)** : 出産前・出産後の母親に対し、最高15週間まで就労中の収入の55%が支払われる。

**Parental Benefit(育児手当)** : 産休手当終了後、最高35週間まで就労中の給与の55%が親に対して支払われる。

**(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法**

子供手当 (Canada Child Benefit)

<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/child-family-benefits-calculator.html>

保育料補助金 (Child Care Subsidy)

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/family-social-supports/caring-for-young-children/child-care/financial-assistance-for-child-care>

産休手当 (Maternity Benefit) ・ 育児手当 (Parental Benefit)

<https://www.canada.ca/en/services/benefits/ei/ei-maternity-parental.html>

<https://www.canada.ca/en/services/benefits/ei/ei-maternity-parental.html>

**(3) 支援の要件**

子供手当は、子供の数、子供の歳、親の所得、によって受給できる金額が決定する。  
保育料補助金は保育所・幼稚園などのチャイルドケアーに就学・就職または求職中の親の前年度の年収と保育の種類によって補助の金額が決定する。

産休手当・育児手当は、休みになるまでの就労時間数とその収入によって異なる。就労時間が短いと受給されない。

**(4) 支援内容** 子供手当は、補助金・税金の還元という形式によって行われる。

**(5) DV 被害者が外国人の場合の配慮**

子供手当は、カナダ市民・永住権保持者が対象であるが、一時滞在者でも有効な査証を有し、18ヶ月以上カナダに滞在し続けたことが証明できれば、19ヶ月目から受給可能となる。チャイルドケアーの補助金は一時滞在者は受けられない。

産休手当や育児手当に関しては、一定の就労時間等の条件を満たしていれば、一時滞在査証を有している者でも受けることができる。

**(6) その他、家族・育児給付等に関する有益な情報**

Canada Child Benefit は、所帯収入が減ると増額になるので、ひとり親になった場合、その旨を別居3ヶ月経過後に Canada Revenue Agency (税務署) に連絡する必要がある。また住所変更なども必ず行うことが必要であり、これらは、全てネットで手続きが可能である。

<https://www.canada.ca/content/dam/cra-arc/migration/cra-arc/E/pbg/tf/rc65/rc65-fill-17e.pdf>

なお、Canada Child Benefit や消費税の一部返還を受けたい場合は、前年度の所帯所得の申請を毎年4月30日までに済ませなければならない。

**(5) 住宅支援**

**(1) 概要**

BC 州住民の中の低所得者に対し、家賃が所帯収入の約3分の1の範囲内になるようにする補助金制度がある。BC ハウジング直営住宅の他、非営利団体が運営する住宅やコープもある。その他、一般賃貸住宅の家賃の一部を BC ハウジングによる補てんを受けられる制度もある。

**(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法**

<https://www.bchousing.org/housing-assistance> : BC ハウジングリンク

<https://housingapplication.bchousing.org/olf/faces/welcome.jsessionid=BdmhM-TM44X9t6QJgDcUeQLbGmIA.j9VzvhwN-Sy6qQHP-RKtk1RK!-1499250702>

<http://www.chf.bc.ca/what-co-op-housing/find-a-co-op> : コープハウジング

### (3) 支援の要件

基本的には、一定所得・資産以下のカナダ市民・永住権保持者または難民が対象となる。ただし、補助住宅・補助金の種類によっても条件が異なる。

[https://programfinder.bchousing.org/programfinder/faces/start.jsessionid=Lj6hMmDF7V1bh\\_1Kj8EeMV1FNEU\\_enibmoNyHgmownYC-XZTcYh0!-202322858](https://programfinder.bchousing.org/programfinder/faces/start.jsessionid=Lj6hMmDF7V1bh_1Kj8EeMV1FNEU_enibmoNyHgmownYC-XZTcYh0!-202322858)

### (4) 支援の内容

家賃が所帯収入の約3分の1になるように、市場価格との差を BC 州政府直結の組織 (BC ハウジング) が助成金や補助金の形でおぎなう。

### (5) DV被害者が外国人の場合

移民としての申請期間中に DV 被害にあった場合には、Sponsorship Break down となったことが証明できれば、補助住宅に申し込むことができる。

### (6) その他、住宅支援に関する有益な情報

DV 被害者は、BC ハウジングの Supplemental Application をソーシャルワーカーなど第三者に申請してもらう場合、多少の優先措置が講じられる。

## (5) 求職に関する支援・職業訓練

### (1) 概要

就職先を探したり、就職のための技術等を身につけるための公的または非営利団体が運営しているプログラム。

### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

YWCA LEADS Program

<https://ywcavan.org/fr/node/2238>

YWCA Pathways to Leadership

<https://ywcavan.org/programs/employment-programs-services/employment-programs/pathways-leadership>

BWSS Career Exploration Program

<https://www.bwss.org/services/programs/career-exploration/>

AVIA Employment Service in Surrey

<http://www.backinmotion.com/survivors-violence-counselling-program>

MOSAIC

<https://www.mosaicbc.org/services/employment/>

Single Parent Employment Initiative (生活保護のプログラム)

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/family-social-supports/income-assistance/on-assistance/employment-planning/spei>

### (3) 支援の要件

カナダ市民・永住権保持者が対象。プログラムによっては、新移民・ひとり親・DV 被害者・生活保護受給者など条件があるので、詳細は各プログラムに問い合わせる必



要がある。

#### (4) 支援の内容

Single Parent Employment Initiative は、生活保護受給者のひとり親に生活保護が受給しながら、最高12ヶ月間、の就業に直結する職業訓練を受けることができるプログラム。プログラム内容としては、求人情報・職業訓練コースの案内・助成金・奨学金の案内・履歴書の書き方・面接対策などを個別・グループカウンセリング・相談等となる。

#### (5) DV被害者が外国人の場合

YWCA Pathways to Leadership・MOSAIC のプログラムは、永住権保持者が対象。また YWCA LEADS プログラムはDV被害者が対象。

#### (6) その他、求職支援に関する有益な情報

#### (6) 在留資格

##### (1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法 (DV被害者のための特別なビザ等を含む)

外国人被害者がカナダ国籍の子供と永久帰国するのは困難なので、永住権申請する場合は、Humanitarian and Compassionate grounds (H&C) や Skilled Immigrant などのカテゴリーで行う。違法滞在となってしまった場合は、以下のハンドブックを参考に、経験のある専門機関に相談することが望ましい。しかし、移民弁護士でも H&C に詳しくない人もいるので注意が必要である。また、DV 被害者対象の特別なビザ等は存在しない。

日本国籍保持者の場合、カナダに6ヶ月以上滞在するには、旅行者でも査証が必要となる。一時滞在の査証ならばどれでも良いので (Temporary Resident Status、Visitor、Study、Work など)、永住権申請中でも有効な査証・在留資格を切らさないことが重要である。

<https://wycavan.org/sites/default/files/resources/downloads/Mothers%20Without%20Legal%20Status%20Handbook.pdf>

##### (2) 手続の方法

Humanitarian and Compassionate Grounds の申請は手続きが複雑なので、移民専門弁護士に依頼することが望ましい。

##### (3) その他、在留資格に関する有益な情報

一時滞在査証の申請は永住権の申請よりも簡易で、申請料も低額で済むことが多い。査証の種類にかかわらず、カナダでの在留資格を保持し続けることが重要である。なぜなら、有効な査証やステータスがないと、子ども手当も受けられず、強制送還される危険性もあるからだ。

リーガルエイドで移民弁護士を紹介してもらえることもあるが、年度内の予算の有無によって、受け付けてもらえないこともある。また、法学部の学生リーガルクリニックで扱ってくれることもある。

<https://www.lss.bc.ca/about/contactUs.php>

<http://www.lslap.bc.ca/>

#### (7) DV被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

(1) 概要 DV被害者に対して、別居前・別居後のセーフティプランを含めた情報提供、別居後の自立支援、就労・保育・親権裁判・刑事裁判等の情報提供や他機関への紹介などがある。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法（3機関程度を例に挙げて記入）

YWCA Japanese Outreach Program : 604-209-1808 (月・火・水・木・金、祝祭日除く)

Battered Women's Support Services : <https://www.bwss.org/services/>

Central Okanagan Elizabeth Fry Society : <http://www.empowerific.com/programs>

(3) 利用の要件

DV被害者であれば、誰でも利用できる。

(4) 支援の内容

DVに関する電話・メール・面談による相談、精神的サポート、別居後の自立支援に関する情報提供、親権・養育監護権・養育費・保護命令・接近禁止令などの司法に関する情報提供、関連機関への紹介や同行支援などがある。

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮（通訳支援を含む）

日本語による支援は、バンクーバーなど都市部に限られるが、DV被害者支援機関が通訳会社と契約がある場合は、通訳支援を受けられることもある。

(6) その他、公的相談機関に関する有益な情報

Ending violence Association of BC : <http://endingviolence.org/need-help/>

BC州各地域のDV専門のプログラム（Community based Victim Services）の連絡先を検索できる。

BC 211: <http://redbookonline.bc211.ca/> Victim Servicesのアイコンをクリックし、自分の地域・必要な種類のサービスの概要を入力すると適切な機関を検索できる。

VictimLink : <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/justice/criminal-justice/victims-of-crime/victimlinkbc>

#### (1) その他の自立支援制度

VI. その他の関連情報